

技術基準の見直しのための規制対象と規制の目的による技術基準の整理の一案

(イメージ)

A目的による規制対象の限定

取り扱う火薬の種類・量により爆発の影響が低い場合には緩和可能ではないか？

B目的による規制対象の限定

取り扱う火薬の種類により発火・爆発が起こる可能性が低い要因については緩和可能ではないか？

C技術基準の目的の種類ごとの考え方

技術基準の目的の種類ごとの区分はこれでいいか？

現行の技術基準の対象・目的(第4条第1項関係)

対象		発火・爆発発生時の被害抑制策		技術基準の目的の種類					
		製造所内	製造所外	火気/熱	衝撃	摩擦	静電気	他	間接的な発火・爆発防止策
製造所全体		緊急時の措置の掲示(1) 危険区域の境界柵等(1)	火薬類製造の掲示(1)	警戒札(1)	警戒札(1) 運搬通路の勾配等(28)	警戒札(1) 運搬通路の勾配等(28)	警戒札(1)	警戒札(1)	
施設	位置	保安距離(4)、保安間隔(4.2) 危険区域内への金属粉貯蔵庫制限(25)	保安距離(4) 危険区域内への金属粉貯蔵庫制限(25)						ボイラー等の設置制限(5)
	構造	爆発工室の別棟、耐火構造等(6) 爆発工室の土堤(7) 危険工室のドア・窓の外開き(11)	爆発工室の別棟(6) 爆発工室の土堤(7)	床面の鉄類禁止(12)	床面の鉄類禁止(12)	ドア・窓の金具の鉄の使用禁止(11) 内面の土砂の剝離防止措置(12)		火薬類が飛散する工室の壁・天井の隙間をなくし、水洗可能な措置を講じること(22)	危険工室の避雷装置(7.3) 危険工室の付近の消火設備(10)
	特定の工室等	乾燥を行う製造所の乾燥工室の設置(23.2) 爆発試験場等の防火壁の設置(25)	乾燥を行う製造所の乾燥工室の設置(23.2) 爆発試験場等の防火壁の設置(25)	無煙火薬の一時置場のスプリンクラー(9.3)			静電気で発火のおそれのある工室入り口の静電気除去設備(22.6)		
	工室等以外	危険工室に面した木造建築物の耐火構造(21)							
製造設備				温度が変化する装置の温度測定装置(22.3)			機械設備・乾燥設備の接地(19) 静電気で発火・爆発するおそれのある設備は、静電気除去措置を講じること(22.5)	粉塵が発生する設備の粉塵飛散防止措置(22.2) 火薬類の加圧設備の安全装置(22.4)	
付帯設備				危険工室内の設備の消火設備(9.2) 暖房装置の熱源制限(16) 照明設備の防護措置(18)					
機械・器具・装置		無煙火薬の一時保管容器的基準(26.2)	無煙火薬の一時保管容器的基準(26.2)	運搬容器的材質(26) 危険区域内の運搬車(27)	運搬容器的材質(26)	運搬容器的材質(26)	運搬容器的材質(26)	運搬容器的材質(26)	

統合の考え方②

○設備毎に技術基準を統合。(イメージ)
火薬類の製造施設は、火気、衝撃及び摩擦により火薬類の発火や爆発を防止するための措置を講じること。

統合の考え方③

○廃止すべき技術基準について、同様な目的の技術基準に統合(イメージ)
○廃止すべき技術基準の例
入り口で静電気を除去しても歩いている間に帯電するので有効な対策ではない。
○統合のイメージ
静電気で発火のおそれがある工室は、設備、機械及び人体に帯電した静電気を有効に除去する措置を講じること。

統合

統合の考え方①

○目的が同じ基準(火薬類の発火・爆発の原因)毎に技術基準を統合(イメージ)
火薬類の製造施設及び設備は、当該設備の発火や温度上昇により火薬類の発火や爆発を防止するための措置を講じること。